

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 889 号
平成 21 年 2 月 4 日新人委第 866 号
平成 21 年 4 月 14 日新人委第 32 号
平成 22 年 5 月 20 日新人委第 144 号
平成 23 年 3 月 31 日新人委第 951 号
平成 30 年 4 月 10 日新人委第 17 号の 2

新人委第 21 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

管理職手当規則の運用について

新潟市職員の管理職手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 39 号。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

記

別表第 1 関係

- 1 市長の事務部局の表の区分 2 種の職欄の「人事委員会の定めるもの」とは、部長に格付けられた参事の職とする。また、同表の区分 3 種の職欄の「人事委員会の定めるもの」とは、部次長に格付けられた政策監の職とする。
- 2 同表、3 教育委員会及び 5 監査委員事務局の表の区分 4 種の職欄の「人事委員会の定めるもの」とは、課長に格付けられた副参事の職とする。
- 3 4 市選挙管理委員会事務局の表の区分 4 種の職欄の「人事委員会の定めるもの」とは、課長の職とする。

別表第 2 備考関係

- 1 「人事委員会が別に定める職を占める職員」とは、次の各号に掲げる職員とする。
 - (1) 消防職俸給表に適用される職員で職務の級が 8 級のもののうち、4 種の区分の

職を占める職員

(2) 平成 19 年 3 月 31 日に新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年新潟市規則 43 号）附則第 2 項の規定により管理職手当の支給を受け、引き続き俸給表の適用を受ける職員

2 「人事委員会が別に定める額」とは、前項に規定する職員に適用される次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 72,700 円

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次の表の職員欄に応じ、手当の額欄に掲げる額

職 員		手当の額
一般俸給表の適用を受ける職員	職務の級が 6 級の職員	58,200 円
	職務の級が 5 級の職員	55,500 円
医療職俸給表(1)の適用を受ける職員		71,900 円
医療職俸給表(2)の適用を受ける職員		58,200 円
消防職俸給表の適用を受ける職員	職務の級が 7 級の職員	62,600 円
	職務の級が 6 級の職員	60,300 円
福祉職俸給表の適用を受ける職員		58,200 円

附則第 3 項第 6 号関係

人事交流等により採用され引き続き俸給表の適用を受ける職員（以下「人事交流等職員」という。）であって、当該適用の直前に管理職手当に相当する給与の支給を受けていたものについては、「人事委員会が特に認める職員」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。この場合において、「人事委員会が定める額」とは、その者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとしたときに規則附則第 3 項第 1 号から第 5 号までの規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額とする。